

令和7年度 国民健康保険税のお知らせ

国民健康保険税（以下「国保税」といいます）は皆様の医療費などに充てられる、国民健康保険事業の貴重な財源です。

● 納税義務者

国保税の納税義務者は世帯主です。国保税は加入者一人ひとりが納めるのではなく、世帯ごとにまとめて納めていただくことになります。

● 税率と計算方法

令和7年度(令和7年4月～令和8年3月)の税率

保険税の税額は被保険者に対して、次の3つの区分から計算されています。

医療保険分、後期高齢者支援金分、介護保険分のそれぞれに計算したものを世帯で合算した金額が年間の保険税になります。

1. 所得割額 : 世帯の国保加入者の所得に応じて算定
2. 均等割額 : 世帯の国保加入者の人数に応じて算定
3. 平等割額 : 一世帯につき算定

※令和6年度、令和7年度の2年間で段階的に税率改定を行いました。

※資産割は、令和5年度より廃止となりました。

区分	内 容	医療分	後期高齢者支援金分	介護保険分 (40～64歳の方)
所得割	各加入者の前年中の総所得金額から基礎控除額(最高43万円)を引いた所得割対象額に右の税率をかけて計算します。	7.17%	2.76%	2.23%
均等割	加入者1人につき右の金額となります。(未就学児は半額※1)	29,600円	11,500円	12,200円
平等割	1世帯につき右の金額となります。	19,900円	7,700円	6,300円
	特定世帯※2の場合は1世帯につき右の金額となります。	9,950円	3,850円	
	特定継続世帯※3の場合は1世帯につき右の金額となります。	14,920円	5,770円	
課税限度額		66万円	26万円	17万円

※ 本宅箇所については、令和7年度税制改正により変更となりました。

- ※1 一律に未就学児（令和7年度分については、平成31年4月2日以降に生まれた方）の均等割の2分の1を減額します。既に裏面の均等割額軽減制度が適用されている場合は、当該軽減後の均等割の2分の1を減額します。
- ※2 特定世帯とは、75歳に到達する方が国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行することで、一人だけが国民健康保険に加入となる世帯をいいます。特定世帯となったときから5年間は医療分と後期分の平等割は上記の金額となります。
- ※3 特定継続世帯とは、上記の特定世帯として5年間経過後3年間、医療分と後期分の平等割が上記の金額となります。なお、特定世帯として5年、特定継続世帯として3年を経過するまでの間に国民健康保険の資格を喪失した場合や世帯の構成が変わった場合はその時点で適用対象外となります。

● 月割課税

国保税の計算は届出をした月にかかわらず、資格の取得については資格を取得した月から月割りで、資格の喪失については資格を喪失した月の前月分までを月割りで計算します。

（例：本年6月に資格を取得した場合は、6月から翌年3月までの10か月間の月割課税となります。）

（例：本年7月に資格を喪失した場合は、4月から6月までの3か月間の月割課税となります。）

● 遡及課税

資格の取得の届出が遅れた場合でも、資格が発生した年月まで遡って課税(遡及課税)となります。

（例：令和6年10月に資格を取得し届出を令和7年8月に行った場合、令和7年度に納める国保税額は、令和6年10月から令和8年3月までの18か月分となり遡及課税年度分と現年度分となります。）

● 軽減制度

世帯主(※擬制世帯主も含む)と被保険者の前年中の所得(総所得金額)に応じ、均等割、平等割が7割、5割、2割軽減となる制度です。(※擬制世帯主・・・他の保険に加入の世帯主、国民健康保険制度上の名称)

軽減の種類	軽減の対象となる世帯の基準額(前年中の総所得金額)	申請
7割軽減	43万円+{10万円×(給与所得者等の数-1)}以下の世帯	不要
5割軽減	43万円+{ 30.5万円 ×被保険者数(旧国保被保険者含む)+10万円×(給与所得者等の数-1)}以下の世帯	
2割軽減	43万円+{ 5.6万円 ×被保険者数(旧国保被保険者含む)+10万円×(給与所得者等の数-1)}以下の世帯	

※ ~~太字箇所~~については、令和7年度税制改正により変更となりました。

※令和7年1月1日現在65歳以上の方は、公的年金所得から15万円(所得が15万円に満たない場合はその額)を引いた額で判定します。

その他、申請による非自発的に失業された人の軽減制度や災害などの特別な事情による減免があります。

所得の申告を忘れずに

所得の申告を忘れると、国保税の追加徴収、また上記、軽減制度の判定が出来ないため、均等割・平等割の軽減が受けられない場合があります。収入がない場合も必ず申告をしてください。

● 納付方法と納期

普通徴収(納付書または口座振替による納付)

市川三郷町の普通徴収による国保税の納期は9期(9回)となっています。

年度中に異動等がない場合は、1年分(12か月分)を9回に分けて納めていただくことになります。

納期の月の納付額がその月分の国保税額ではありません。

国保税(普通徴収)の納期限(月末が休日の場合はその日の翌日)

課税期	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期
納期限	7月末	8月末	9月末	10月末	11月末	12月末	1月末	2月末	3月末
令和7年度納期限	7/31	9/1	9/30	10/31	12/1	12/25	2/2	3/2	3/31

※ 口座振替の場合は、納期限が振替日となります。

特別徴収(年金から天引きによる納付)

下記の条件をすべて満たす世帯の国保税は、原則として世帯主(納税義務者)が受給されている年金からの天引きによる納付(年6回)となります。

1. 世帯主が国民健康保険に加入しており、世帯の国民健康保険加入者全員が65歳から74歳である。
2. 国民健康保険に加入の世帯主が年額18万円以上の年金を受給している。
3. 国民健康保険に加入の世帯主が介護保険料の特別徴収の対象者であり、介護保険料と国保税の合計額が年金受給額の2分の1を超えない。

※ いままで特別徴収(年金から天引き)だった世帯主が令和7年度中に75歳の誕生日を迎えますと、後期高齢者医療制度へ移行するため、その世帯の令和7年度分の国保税は特別徴収ではなくなります。令和7年度分の納付方法は、普通徴収(口座振替または納付書による納付)となりますのでご注意ください。

【問い合わせ先】

国保税の賦課・徴収に関すること

市川三郷町役場税務課

電話：055-272-1104(直通)

国保資格の取得・喪失、医療費の給付に関すること

市川三郷町役場町民課

電話：055-272-1105(直通)

国保税の普通徴収による納付は口座振替が便利です。口座振替の申し込みは、通帳と印鑑をご持参のうえ町内の金融機関の窓口で手続きをお願いいたします。